

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において既に選任した開票管理者及び同職務代理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和8年2月4日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 持田政邦

(別紙省略)